

第77回大会日本保育学会発表資料作成におけるガイドライン (引用・著作権等に関する事項)

オンラインによる発表は著作権法上の「公衆送信権」（著作権法第23条）に抵触すると考えられることをふまえ、当法人では、オンラインにて発表する際のガイドライン（以下「本ガイドライン」）を公表することとしました。発表者におかれましては、本ガイドラインを指針とし、発表資料（以下「コンテンツ」）をご準備ください。

なお、本ガイドラインは、著作権に関する一切の問題が生じないことを保障するものではありません。コンテンツの著作権は、発表者に帰属しますので、当コンテンツが第三者の権利や利益を侵害した場合、発表者が一切の責任を負うことになりますのでご留意ください。

1. 引用する場合は、次の要件を遵守すること

- ① 引用物がすでに公表された著作物であること
- ② 引用部分と他の部分を明確に区分すること
- ③ 自らの著作部分が「主」で引用部分は「従」であること
- ④ 慣行に従い出典の明示をすること

2. 写真の掲載を原則禁止すること*

- ① 写真を掲載する場合は本人や保護者の掲載許可をとること
- ② 発表者自身が撮影した写真を使用すること

3. 音楽は権利者の承諾なく無断で使用しないこと*

音楽を使用する場合には、関係する著作権及び著作隣接権の権利者から必要な許諾をすべて得ておくこと

4. 図表を引用する場合は、以下の点に留意すること*

出版社が図表の著作権を有している場合があるため、著作者だけでなく出版社の許諾が必要となるかどうか事前に確認すること

5. 出版物の表紙や絵を使用する場合、出版社の指定する条件に従い使用すること

* インターネット上で「著作権フリー」として公開されている場合であっても、著作権、著作隣接権の許諾が不明な場合が散見されるため、使用しないこと。